

残骨灰に含まれる有害物質に関して

火葬場から残骨灰と称し、すべての骨灰が持ち出されています。

ここでの問題は、焼骨・骨粉と混合灰・集塵灰・煙道灰、灰に関する処理の方法が違うことです。分別がまず必要です。平成13年に行われた調査では焼骨に対しては問題ありません。

灰に関しては、混合灰に、柩受け台に使われる耐熱鋼やステンレスに由来する、六価クロムが高濃度で検出され、重金属に対する処理が必要ですし、集塵灰や煙道灰には、高い濃度でのダイオキシンが検出されたため、有機汚染物質用の適正処理が必要です。これらの灰は基本的には、特別管理産業廃棄物と同等の扱いが必要です。

以上の事から焼骨には六価クロム等の有害物質は含まれませんが、薬剤の添加を標準化する事で風評被害等の予防、また信頼性向上に努めます。

薬剤効果

薬剤を使用することの効果は、完全に六価クロム溶出量を土壤汚染対策法施行規則で定められた溶出基準・地下水基準 0.05 mg/L 以下に抑制することができます。

微粉末形状なので土壤やセメント等の粉体へ分散し易く、薬剤中の有効成分は水溶性で土壤やセメントから雨水等に溶出する六価クロムイオン (Cr6+) と素早く反応して不溶性化合物に変え、再溶出させません。(土壤中に残存するクロムも無害な三価クロムに転化しているので、六価クロムイオンとして溶出することはありません。)